

請願・陳情参考資料

令和3年3月1日

総務部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
3年－5 (3.2.22)	総務	国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設に係る意見書の提出について 足羽 佑太	<p>【現 状】</p> <p>現刑法では、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を破損等する行為に対して罰則規定が設けられているが、日本の国旗を破損等する行為を罰する規定はない。</p> <p>国旗の破損・破壊等に対する処罰規定の新設については、2012年5月に議員立法として提出されたものの、衆議院の解散により国会で審議されないまま廃案となった経緯があるが、本年1月に高市早苗衆議院議員ほか自由民主党の有志議員から自由民主党本部に対し、同法律案の国会への再提出の要請があったものと承知している。</p> <p>○刑法（抜粋）</p> <p>第92条 <u>外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。</p>